

茨城県推進計画

都道府県名	茨城県
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
------	----------------------------------

平成 26 年度末までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価

(1) 消費生活相談体制

○県内市町村

消費生活相談窓口の設置自治体は、平成 20 年度時点では 28 市町村であったが、平成 22 年度にはすべての市町村で消費生活相談窓口が設置された。

また、消費生活センター設置自治体も、平成 26 年 4 月時点で 37 自治体となり、平成 20 年度の 28 自治体から大幅に増加した。

○都道府県

昭和 44 年度に消費生活センターを設置し、平成 26 年 4 月から日曜日の電話相談を開始し、週 6 日の相談体制としている。

(2) 消費生活相談件数等

○県内市町村

県内すべての市町村で消費生活相談窓口が設置されたことで、相談件数及び受付割合が大幅に増加した。(H20 : 14,499 件, 54%→H25 : 17,240 件, 75.9%)

○都道府県

県内すべての市町村で消費生活相談窓口が整備されたことにより県消費生活センターの相談件数は減少傾向にあるが、市町村消費生活相談員を支援する市町村消費生活相談支援員を平成 21 年度から配置し、市町村に寄せられた消費生活相談のうち、相談処理が困難な事案に関する巡回訪問、電話等による指導・助言、情報提供を積極的に実施している。

「地方消費者行政強化作戦」への対応

- ・質の高い相談・救済を受けられる地域体制を整備し、消費者の安全・安心を確保するため、平成 29 年度までに「地方消費者行政強化作戦」の達成を目指す。

＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消

- ・これまでの市町村への働きかけにより、平成 22 年 7 月に県内すべての市町村で消費生活相談窓口が設置され、既に目標を達成している。

＜政策目標 2＞相談体制の質の向上

2-1 消費生活センター設立促進

- ・平成 26 年度当初、人口 5 万人以上のすべての自治体で消費生活センターが設置され、5 万人未満の自治体の約 7 割で消費生活センターを設置しており、既に目標を達成している。
- ・今後は、人口 5 万人未満の市への働きかけを行い、平成 27 年度を目途に県内すべての市に消費生活センターが設置されるよう促していく。

2-2 管内自治体の 50%以上に相談員を配置

- ・平成 26 年度当初、県内すべての市町村に消費生活相談員が配置されており、既に目標を達成している。今後もすべての市町村での消費生活相談員の配置の維持を図る。

2－3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

- ・平成26年度当初、消費生活相談員の資格保有率が83.5%となっており既に目標を達成している。今後も消費生活相談員の資格取得を奨励する。

2－4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ

- ・平成26年度当初は県内の消費生活相談員の研修参加率は90.3%となっている。
- ・平成26年度以降は、消費生活相談員が1年間に少なくとも1回は何らかの研修に参加できるよう（研修参加率が100%となるよう）、国民生活センターが実施する研修の周知、交付金等による旅費等の財政支援、県センター主催の研修会を開催するなどにより、消費生活相談員等の研修参加を奨励し、相談に必要な知識やスキルの向上を図る。

＜政策目標3＞適格消費者団体の空白地域解消

- ・平成26年度当初、関東ブロックに2つの適格消費者団体が存在する。
- ・今後は適格消費者団体の候補となりうる県内消費者団体との連携等について検討していく。

＜政策目標4＞消費者教育の推進

- ・平成25年9月に消費者教育推進地域協議会を設置、平成26年3月に消費者教育推進計画を策定しており既に目標を達成している。

消費者行政推進の方針

＜平成27年度から平成29年度までの方針＞

- ・「地方消費者行政強化作戦」を達成するため、県内市町村に対して必要な働きかけを行う。
- ・県内市町村の消費生活相談体制の維持向上に向けた取組の支援を継続的に実施する。

＜平成30年度以降の方針＞

- ・平成29年度までに整備した県内市町村の相談体制が維持されるように働きかけを行う。
- ・県内市町村の消費生活相談体制の維持向上のため、消費生活相談員等を対象とした研修会等を継続する。
- ・各種啓発事業については、県内市町村と連携してより効率的・効果的な取組を模索しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策・目標

- ・市町村相談員の支援を行う市町村消費生活相談支援員を複数名配置しており、将来的には指定消費生活相談員とすることを目指す。（平成21年度～令和元年度、令和2年度以降は自主財源化）
- ・特商法等に基づく事業者指導を行う事業者指導員を配置し、悪質な事業者による消費者被害の防止を図る。（平成22年度～平成30年度、令和元年度以降は自主財源化）
- ・教育現場への働きかけを行う消費者教育啓発員を配置し、小学校、中学校等の若年層に対する消費者教育を積極的に展開する。（平成22年度～平成30年度、令和元年度以降は自主財源化）
- ・消費生活相談員等を対象として、県消費生活センター主催のスキルアップ等研修会を開催し、消費生活相談員等のレベルアップを図る。（平成21年度～平成29年度、平成30年度以降は自主財源化）
- ・今後は消費者安全法の施行にあわせて、県消費生活センターの条例を整備する。（平成27年度）

その他特記事項

- ・市町村との連携を図り、より効率的かつ効果的に消費生活相談等への対応を行う。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	1 水戸市
-------	-----	------	-------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 5 名体制から 6 名体制に増員した。(平成 22 年度) ・消費生活センターの機能強化のため、施設及び備品の整備を行った。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 23 年度) ・消費者被害防止のための啓発物品を作成し、市民に配布した。(平成 23 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員を 1 名増員、相談しやすい体制の整備及び啓発活動に努めたため、平成 23 年度の相談件数が前年度より 79 件増え 2,132 件となった。平成 25 年度も 2,442 件と増加傾向にあり、消費生活センターの認知度が高まっているといえる。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u> 昭和 50 年度に消費生活センターを設置済み。</p> <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u> 消費生活相談員が研修に参加しやすい環境を整備し、相談員の研修の機会を充実させレベルアップを図る。</p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u> 消費者安全確保地域協議会の設置については、既存の組織を拡充する方向で今後検討する。</p>
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・社会情勢の変化に応じ、消費生活相談員のレベルアップを図るため、研修参加を支援する。 ・水戸市消費者教育推進計画の策定に伴い、消費者教育の総合的かつ計画的な推進を図る。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・啓発事業については、事業を精査するとともに、県や消費者団体等関係機関と連携を図るなどして、効率化を図る。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター及び相談員 6 名体制を維持する。(平成 22 年度～平成 30 年度) ・地域における消費者問題解決力の向上のため、消費者団体等担い手の育成を図る。(平成 25 年度から平成 33 年度)

⑦その他特記事項

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	2 日立市
-------	-----	------	-------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を土曜日も開設し、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。 (平成 23 年度～平成 26 年度) ・相談機能の強化を図るため、消費生活センター（相談室）を移転した。（平成 25 年度） ・専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図るため、弁護士を活用した。（平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 26 年度） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～平成 26 年度) ・消費者教育の啓発を図るため、中学生のための消費生活副読本を作成、配布した。（平成 23 年度、平成 25 年度～平成 26 年度） ・地域で啓発活動ができる人材を育成するため、消費生活センター養成講座を開催した。（平成 23 年度、平成 25 年度） ・路線バスの車内放送を活用し、消費者トラブル等の啓発を実施した。（平成 25 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制を強化するため、平成 23 年度から消費生活相談窓口を土曜日も開設し、平成 25 年度は土曜日相談件数 232 件と市民サービスの向上が図られた。 ・平成 25 年度に相談機能を強化するため、公共交通及び施設認知度の高い場所へ消費生活センター（相談室）を移転し、相談者が来所しやすい環境を整備したことで来所割合が増加した。 ・消費生活相談員が弁護士からの専門的な法律上の助言・指導を受けることで、高度化・複雑化する消費生活相談への対応力の強化が図られた。 ・消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、消費生活相談員の知識やスキルの向上が図られた。 ・教育委員会と連携し、中学生用の消費生活副読本を作成し、市内中学校の 2 年生に毎年配布し、消費者教育の啓発を図った。 ・消費生活センター養成講座を平成 23 年度は 5 回、平成 25 年度は 4 回開催し、延べ 311 人の受講者が参加し、地域で啓発活動ができる人材を養成することができた。 ・路線バスの車内放送を市内 6 カ所の停留所で、平成 25 年度は 324,425 回、平成 26 年度は 7 月時点で 107,265 回放送し、消費

	者トラブル等の啓発を実施し、被害の未然防止を図った。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和45年に消費生活センター（相談窓口）を設置済み。 <p>＜政策目標2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から相談員1人増員し、3人体制で相談窓口を週6日（月～土）開設。 資格未取得の消費生活相談員には、国民生活センター等への研修に参加させることで、レベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する。 消費生活相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、今後も継続して参加支援を行う。
消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の活用や研修参加を支援し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 消費者トラブル未然防止等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談体制及び、消費者トラブル未然防止等の啓発事業など、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターの相談体制を維持する。（平成23年度～令和2年度） 消費生活相談体制の強化及び、消費生活相談員のレベルアップを図るための専門家の活用や研修参加支援の継続を図る。（平成21年度～令和2年度） 高齢者及び若者（新成人）に対し、消費者被害防止のためのチラシ等を配布し、啓発の強化を図る。（平成29年度～令和5年度） 高齢者や障害者を見守る立場の民生委員等にガイドブックを配布し、消費者被害の早期発見及び未然防止を図る。（令和元年度～令和2年度）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	3 土浦市
-------	-----	------	-------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成21年度～平成26年度) ・消費生活相談の複雑化、高度化に対応するため、専門的知識を有する弁護士等との連携を強化した。(平成21年度～26年度) ・相談者のプライバシー保護のため、センターを一部改修し、相談室 2 室を設置した。(平成 22 年度) ・消費生活センターの周知を図るため、市内公共施設等にポスター、チラシの掲示と窓口の周知を図るための看板や横断幕を作成した。(平成 21 年度～23 年度) ・悪質商法、多重債務問題、振り込め詐欺に関するパンフレット・シール等を市内全世帯、出前講座、イベント時に配布した。 (平成 21 年度～26 年度) ・消費者被害を防止のための消費者教育・啓発の強化のための講演会を開催した。 (平成 25 年度) ・国民生活センターから貸与された放射性物質検査機器を活用し、食品等の検査を実施した (平成 24 年度～26 年度) ・食品の安全・安心に関するチラシ・リーフレット等を作成し、市民への啓発や情報提供を行った (平成 25 年度) ・消費者教育推進法の施行に伴い、市内の小・中学校に向けて、啓発用のリーフレットを配付した (平成 25 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22 年度に個室の相談室を設置し、プライバシーの保護が図られた。 ・専門的知識を必要とする相談について弁護士からアドバイスを受け、迅速な対応が図られると伴に、相談員のスキルアップが図られた。 ・平成21年度から消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・消費生活センターの窓口周知や消費者被害を防止のためのチラシを市内全世帯に配布したことにより、不当・架空請求、振り込め詐欺などの被害を未然に防止した。 ・平成22年度に実施した出前講座は6件／年であったが、平成25 年度には17 件／年と着実に増加し、定着しつつある。

<p>④「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p>＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消 ・昭和50年4月1日に消費生活センター設置済み ＜政策目標2＞相談体制の質の向上 ・県や国民生活センターの研修への参加だけでなく、日本消費者協会やNPO消費者相談室等が開催する研修への参加を促進する。 ＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築 ・既存の「土浦市ふれあいネットワーク」等を拡充する方向で今後検討する。</p>
<p>⑤消費者行政推進の方針</p>	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞ ・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活センターとして、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 ＜平成30年度以降の方針＞ ・消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。</p>
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<p>・消費生活相談体制の強化のため、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。（平成21年度～平成29年度、その後自主財源化） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成21年度～平成29年度、その後自主財源化） ・消費者被害を防止のための消費者教育・啓発を推進する。（平成21年度～平成29年度、その後自主財源化）</p>
<p>⑦その他特記事項</p>	<p>・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。</p>

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	4 古河市
-------	-----	------	-------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。(平成 26 年度) ・消費生活相談員の対応力強化のため、研修参加を支援した。(平成 25 年度～平成 26 年度) ・消費者への教育啓発を強化するため、啓発活動や出前講座の備品、パンフレット等の拡充を図った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者団体への啓発媒体を提供し、広報活動を支援した。(平成 25 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度に消費生活センターを設置し、相談件数は、平成 19 年度 561 件に対し、平成 25 年度は 818 件と増加している。年間 7、8 百件の相談があり相談窓口として定着している。 ・平成 25 年度から、消費生活相談の対応能力強化のため研修参加支援した。その結果、消費生活相談を適正に解決するために必要な専門知識が身に付き対応力や質が向上している。 ・啓発活動や出前講座の備品パンフレット等の拡充を図り、出前講座に関しては、平成 25 年度には 22 件と前年度 10 件より増加している。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度に消費生活相談センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談件数が年々増加しているため、平成 26 年度から消費生活相談員を 1 名増員し 3 名体制にし、相談業務をより充実させる。 ・平成 26 年度の消費生活相談員増員により、消費生活相談員研修を受けやすい環境を整備。国民生活センター等の研修に参加させることで、消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標 5＞見守りネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎関係課や医療・福祉などの地域関係者との意見交換を行いながら、今後消費者安全確保地域協議会設置に向けて検討していく。

<p>⑤消費者行政推進の方針</p>	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員 3 名体制を維持する。 ・消費生活相談の対応能力強化・維持するため、消費生活相談員の研修参加支援することで、レベルアップを図る。 ・消費者への教育啓発強化・継続するため、啓発活動や出前講座の備品、パンフレット等の拡充を図る。
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・啓発活動や出前講座等の啓発事業については、基金活用期間経過後もを行い事業を精査していく。
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員 3 名体制を維持する。(平成 26 年度から平成 34 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 25 年度から平成 33 年度) ・消費者への教育啓発強化・継続するため、啓発活動や出前講座の備品、パンフレット等の拡充を図る。(平成 21 年度から平成 29 年度)
<p>⑦その他特記事項</p>	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	5 石岡市
-------	-----	------	-------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活体制強化のため、消費生活相談員を 1 名増員し、3 名とした。(H23 年 10 月～) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修会参加を支援した。 高齢者被害防止のため出前講座を行った。 消費者被害防止のため啓発チラシを作成配布した。 (消費生活展において啓発チラシを配布)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数は H24 : 316 件、H25 : 423 件、H26 は 9 月時点で 177 件と増加傾向にあり相談窓口として定着しつつあり、今後も消費生活センターとして機能強化していく必要がある。 なお、H27 以降も勤務体制の見直し等、相談件数に応じた機能強化の取り組みを検討する。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 6 月 1 日から消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年から消費生活相談員を 2 名から 3 名に増員し、機能強化を図り、相談員個々の対応能力についても各種研修参加によりレベルアップを図る。 消費生活センターを週 5 日開設し常時 2 人体制にするなど、電話相談及び直接相談の充実・強化を図ることを検討する。 <p><u>＜政策目標 5＞見守りネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 府内関係課等と調整を行いながら、今後、消費者安全確保地域協議会設置を検討する。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の身近な窓口である消費生活センターとして、消費生活相談体制を維持・強化するため弁護士等の活用により相談員のレベルアップを図る。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については交付金等活用期間経過後においても維持する。(平成 21 年度～平成 29 年度) 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ交付金等活用期間経過後も事業を精査していく。 相談体制については年間の相談件数や業務量に応じ、消費生活センターを<u>平成 28 年度より週 5 日・常時 2 人体制へと強化したこと</u>から、相談状況を鑑みながら体制を維持していく。

<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの体制としては現在の相談員 3 名による週 5 日・<u>常時 2 人体制</u>を維持し、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため各種研修に参加する。 (平成 21 年度～平成 29 年度) ・消費生活センターが地域の人材育成の拠点となり、地域の消費生活問題への対応能力向上のため地域ネットワークを構築する。
<p>⑦その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	6 結城市
-------	-----	------	-------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の勤務日数を週 3 日から週 4 日とし、2 人体制の日を増加した。(平成 23 年度～26 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・相談員の勤務日数の拡大に伴い報酬額を改定するとともに、雇用保険等に加入、就労環境を改善した。(平成 23 年度～26 年度) ・訪問販売等の契約トラブルや消費生活センターの更なる周知のため啓発用ノベルティを作成し全戸配布や消費生活展、出前講座にて配布した。(平成 21 年度、平成 22 年度、平成 24 年度～平成 26 年度) ・市内小・中学生を対象に消費者教育のためパンフレット等を配布するとともに、学校や公共施設で活用できる DVD を各施設に提供した(平成 25、26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員 2 人体制の相談日を増やした事により、急な来庁相談にも対応可能となり研修会等へも参加する機会が増えた。 ・消費生活相談員の研修参加を支援し、複雑化する相談内容への対応力が向上し相談員の能力向上につながった。 ・平成 21 年度、平成 22 年度、平成 24 年度～平成 26 年度にかけて契約トラブル等の消費者被害防止を図るため、啓発ノベルティ等を作成し、市内の全戸と消費生活のイベント等で配布した。今後は、高齢者を対象とした更なる啓発強化が必要だと考える。 ・平成 25 年度、平成 26 年度に小・中学生を対象に消費者教育のための DVD、パンフレットを配布し、授業で活用してもらうことで小学生や中学生の頃から「かしこい消費者」としての意識付けが図れた。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度に消費生活センターを設置済。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員 2 名は、消費生活コンサルタントの資格を保有。今後も更なるレベルアップを図るために、研修会への参加率の向上を図る。(年 1 回以上は何らかの研修に参加) <p><u>＜施策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課などと意見交換を行いながら、今後消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築に向けて検討していく。

	<p>⑤消費者行政推進の方針</p> <p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談対応能力機能強化として、研修参加により、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・地域社会における消費者問題解決力強化に関する事業の一環として、地域の消費者力向上を目的に、小・中学生を含む若者や高齢者の消費者被害防止に関する啓発活動を推進する。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制整備事業及び消費生活相談員等レベルアップ事業については、交付金等活用期間経過後も維持を目指す。 ・啓発活動については、消費者に対する普及啓発や情報提供の積極的な取り組みを目指し、交付金活用経過後も事業内容を精査する。
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・相談員の研修参加を支援し、レベルアップを図る。 (平成 21 年度～平成 29 年度) ・消費者行政職員の研修等への参加を支援し、消費者行政の推進を図る。 (平成 25 年度～平成 33 年度) ・専門的知識を有する弁護士等を講師に招き、消費生活相談員及び高齢者や障害者、税務、生活保護等に関わる市職員含めた勉強会の開催を継続する。 (平成 25 年度から平成 33 年度) ・平成 23 年度に週 3 日から週 4 日に拡充した消費生活相談体制を維持する。 (平成 23 年度から平成 31 年度) ・消費生活センターの周知徹底、消費者トラブルに関する注意喚起による消費者意識の高揚を目的に、より効果的な啓発活動を実施。 (平成 21 年度～平成 29 年度) ・若者（小中学生を含む）の消費者教育・啓発を目的に啓発パンフレットやグッズを作成し出前講座や成人式典にて配布し啓発強化を図る。 (平成 24 年度から平成 32 年度) ・高齢者の悪質商法防止を目的に民生委員等と連携し主に独居老人や高齢者世帯、見守り者への啓発を強化する。 (平成 25 年度～平成 33 年度) ・消費者問題に取り組む市内の団体へ事業費を補助する。 (平成 25 年度～平成 33 年度)
<p>⑦その他特記事項</p>	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	7 龍ヶ崎市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に弁護士から助言を受け、高度な専門相談への対応能力強化を図った。（平成 21 年度～平成 23 年度） 消費者被害防止のための啓発チラシ等を作成し、市内の全戸に配布した。（平成 21 年度～平成 23 年度） 高齢者の悪質商法被害防止のため、冊子を購入し出前講座受講者に配布した。（平成 24 年度～平成 25 年度） 食の安全を確保するため、市内小中学校の給食食材の放射性物質検査を実施した。（平成 24 年度～平成 26 年度） 消費者教育の強化を図るため、市内全小中学校図書室に消費生活関連図書を設置した。市内全小学校 5・6 年生及び市内全中学生、新成人に対し、消費者教育啓発冊子等を配布した。（平成 25 年度）
③総括・評価	<p>平成 21 年度から実施したチラシ全戸配布により、消費生活センターの周知が図られた結果、出前講座実施回数が平成 21 年度の年間 1 回から平成 23 年度が年間 4 回開催、平成 24 年度が年間 7 回開催、平成 25 年度が年間 13 回開催と増加している。</p>
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度に消費生活センター設置済み <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の対応力強化のため、研修参加の支援を図る。 <p><u>＜政策目標 5＞見守りネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 府内関係課や医療・福祉などの地域関係者との意見交換を行なながら、今後、消費者安全確保地域協議会設置に向けて検討していく。
⑤消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、府内ネットワークの充実を図る。 食の安全を確保するため、市内小中学校の給食食材の放射性物質検査を実施する。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 給食食材の放射性物質検査については、食の安全を確保しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。 子どもの消費者事故防止のため、子どもや保護者に対し、事故防止策の周知や啓発に取り組むこととする。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のための啓発チラシ等を作成し、今後も消費者教育の充実を図る。（平成 21 年度～平成 23 年度、平成 27 年度） 子どもの消費者事故の防止に当たっては、子ども及び保護者に加えて、市のさんさん館や小・中学校と連携することにより、より効果的に子どもの事故防止に取り組むことができる。このための出前講座を開催し、事故防止策の周知や啓発を図る。（平成 30 年度～）
□その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	下妻市
-------	-----	------	-----

① 計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
② 平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活センターを設置。(平成 21 年度) ・消費生活相談員のレベルアップを図るために、実務的研修に参加。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のために、一般用・高齢者用・若者用に啓発チラシを作成、配布。(平成 21 年度) ・食の安全に関する講演会の開催(平成 21・22 年度) ・独居老人宅等への啓発活動を行う団体への支援(被服等の貸与)(平成 22 年度) ・豆知識等の啓発品を購入し、出前講座に活用するとともに、介護サービス事業所等へ配布し、近年増加している高齢者等への悪質商法被害等防止の連携を図った。(平成 24 年度) ・国民生活センターから貸与された検査機器を活用した、食品等の放射性物質検査の実施。(平成 24 年度～) ・「食の安全・安心」リーフレットを市内全戸に配布。(平成 25 年度) ・消費者が見落としがちな食の安全・食育・食品表示等に関する消費生活市民講座の実施。(平成 25 年度) ・法律専門家(司法書士)による講演会を開催し、相談員の資質向上・市民の知識の向上を図った。(平成 25 年度) ・小中学校において自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止を図るため、「カレー作りゲーム」等の消費者教育を実施。(平成 25 年度～)
③ 総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活センターを設置。相談件数は平成 21 年度の 164 件に対し、平成 23 年度は 238 件に増加。その後の相談件数は減りつつあるが、年間 150 件程度の相談があり、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・あっせん件数も平成 21 年度の 7 件から、24 年度には 20 件まで増加。25 年度にはあっせん等による救済金額の総額が 505 万円となつた。
④ 「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員を国民生活センターの研修に積極的に参加させる

	<p>ことで、相談員のレベルアップを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の定年等による交代のため、一定時期、相談員を2名に増員し、新人相談員については国民生活センターの研修に参加させ、消費生活相談員の資格を取得させる。
<p>⑤ 消費者行政推進の方針</p>	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの維持。 ・誰でも気軽に相談できるような窓口として、窓口の周知・消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・小中学校において、消費生活に関する知識の普及や啓発活動を推進し、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止を図るために消費者教育（出前講座）を実施。 ・定期的に「食の安全」に関する講演会などを開催し、食の安全安心に対する啓発強化を図る。 ・消費者教育の一環として、小学生向けに消費者教育副読本を作成・配布。（平成27年度予定）
	<p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金活用期間経過後においても維持する。 ・消費者教育についても継続して行い、講師を金融広報アドバイザーから消費生活相談員及び市の担当職員へ移行する。
<p>⑥ 消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを設置・維持する。 ・消費生活相談員の定年等による相談員の交代のため、2名に増やし、国民生活センターの研修に参加させレベルアップを図るとともに、相談員資格を取得する。 ・消費生活相談員のレベルアップのため、研修参加支援を継続する。（平成21年度～平成29年度）
<p>⑦ その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、府内・警察署など関係機関と連絡を密にし、対応していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	9 常総市
-------	-----	------	-------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制を強化するため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 21 年度) ・消費生活相談体制を強化するため、相談対応を週 3 日体制から週 4 日体制とし、センターへ移行した。それに伴い、相談員 2 名の勤務日を週 1 日ずつ拡大した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談員の対応力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害の未然防止のため、リーフレット・啓発品等を作成、配布、また出前講座を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・若者に対する消費者被害の未然防止のため、新成人に対して啓発物を配布した(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者教育の推進のため、市内小中学校に対して教材等を配布した。(平成 25 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度より相談対応を週 4 日体制にしたことにより、相談件数が平成 21 年度の 135 件に対し、平成 22 年度は 195 件と大幅に増加した。また平成 25 年度で 202 件と相談件数は増加しており、市民にとって身近な相談窓口として定着しつつある。 ・研修参加支援を行ったことにより、相談対応能力や質が向上し、あっせん件数が増加した。 ・出前講座は対象者に合わせて工夫して行っている。実施回数も平成 24 年度は年 1 回であったが、平成 25 年度は年 3 回と増加しており、より多くの市民に消費者問題の実情や消費者被害の未然防止を呼び掛けている。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置、平成 22 年度に消費生活センターへ移行。 <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの拡充、または開設日の増加を検討し、消費生活相談機能の強化を図る。 <p>＜政策目標 5＞「見守りネットワークの構築」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内及び関係各機関と連携し、消費者の見守り等必要な取組を行うため、消費者安全確保地域協議会の設置に向けて、今後検討していく。
⑤消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応力を強化し、関係機関との連携を図りながら早急な問題解決にあたる。 ・消費生活相談体制を強化し、市民にとってより身近な消費生活センターを目指す。 ・消費者教育、啓発活動に力を入れ、市民に対して消費者問題への関心を喚起し、消費者被害の未然防止を図る。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制について、交付金活用期間経過後も維持する。 ・相談員レベルアップ事業、消費者教育及び啓発事業について、より効果的な取組みになるよう、交付金活用期間経過後も内容を精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員の対応力強化のため、研修参加支援の継続を図る。 (平成 21 年度～平成 29 年度) ・消費者被害の未然防止のため、リーフレット・啓発品等の作成、配布、出前講座実施の継続を図る。 (平成 21 年度～平成 29 年度) ・若者に対する消費者被害の未然防止のため、新成人に対して啓発物の配布の継続を図る。 (平成 21 年度～平成 29 年度) ・消費者教育の推進のため、市内小中学校に対して教材等の配布の継続を図る。 (平成 25 年度～令和 3 年度) ・消費者被害の未然防止のため、市民に自動通話録音機の貸し出しを行う。 (平成 27 年度～令和 5 年度) ・出前講座強化に伴う啓発品の購入 (平成 31 年度～令和 9 年度)
⑦その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	10 常陸太田市
-------	-----	------	----------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の強化のため、消費生活相談員を 1 名から 2 名体制とした。(平成 23 年度～平成 24 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のための啓発パンフレット等を作成し、配布した。(平成 22 年度～平成 25 年度) ・一般消費者被害防止のための啓発パンフレット等を作成し、配布した。(平成 22 年度、平成 23 年度～平成 26 年度) ・出前講座用機器等を整備した。(平成 21 年度～平成 22 年度、平成 25 年度) ・中高生の消費者被害防止のための啓発パンフレット等を作成し、配布した。(平成 22 年度、平成 25 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度、平成 24 年度において、消費生活相談員を 1 名増員したことにより、相談者に対して迅速な対応ができた。 ・平成 23 年度から消費生活相談員等の相談対応能力の強化のため、研修参加を支援したことにより、様々な相談にスムーズに対応できるようになってきている。 ・消費者被害防止の啓発を強化したことにより、被害前の相談が増えつつあり、消費者意識の向上が図られている。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度に消費生活センター設置済み <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員等の国民生活センターの研修への参加機会を増加させることによりレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、関係機関・団体等と設置に向けて検討していく。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員等の対応能力のさらなるレベルアップを図るため、継続的に研修への参加を支援する。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員等の相談対応能力の強化については、交付金等活用期間経過後においても継続的に研修への参加を支援する。 ・パンフレットの配布等啓発事業については、より効果的な取組に

	重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活センターを維持する。・消費生活相談員等の相談能力強化のため研修参加の支援の継続を図る。（平成 23 年度～平成 31 年度）・パンフレットの配布等啓発事業を継続実施し、消費者意識の向上を図る。（平成 22 年度～平成 30 年度）
⑦その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	1 1 高萩市
-------	-----	------	---------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。 (平成 21 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、市内の全戸に配布した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活の改善と向上及び消費者団体支援のため、消費生活展を開催し、消費者被害防止のためのチラシを来場者に配布した。 (平成 21 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は 24 件、平成 22 年度は 46 件、それ以降も毎年増加傾向である。平成 26 年 12 月時点で 101 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・消費生活相談窓口設置当初から消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成 21 年度 3 件、平成 22 年度の 4 件に対し、平成 26 年 12 月時点で 13 件となり、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・消費生活相談体制の強化により、平成 25 年度における消費生活相談員の助言やあっせん等による救済金額の総額が 16,600 千円となった。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初、消費生活相談窓口であったが、平成 27 年度から消費生活センターとするため、消費生活相談員を増員して開設日を週 3 日から週 5 日とする。 ・平成 26 年度当初では、消費生活相談員 2 名体制であったが、平成 27 年度の消費生活センター設置に伴い、消費生活相談員 3 名体制とする。 ・平成 26 年度当初は、消費生活相談員の資格保有者はいないが、平成 27 年度までに消費生活相談員の資格保有率を 100% とするため、国民生活センターの研修に参加させることで、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。

⑤消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを設置・維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活センターとして、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員を増員とともに、引き続き研修参加を支援し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・チラシ配布や HP への掲載、FM 放送、出前講座等による啓発事業については、より効果的な取組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
	<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活センターの設置に伴う消費生活相談体制の強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 21 年度～平成 29 年度) ・<u>消費生活展においての啓発活動を強化し、消費者被害の防止を図る。(平成 25 年度～平成 33 年度)</u> ・<u>消費者の年代に応じた啓発冊子等を作成配布し、消費者意識の高揚を図る。また、FM 放送により消費者被害の防止を図る。(平成 29 年度～平成 37 年度)</u>
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	12 北茨城市
-------	-----	------	---------

① 計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
② 平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、平成 22 年 6 月に相談窓口を設置。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 23 年度～) ・高齢者の消費者被害防止のため、高齢者学級等で出前講座を開催した。 (平成 22 年度～) ・消費者被害防止のための啓発カレンダーを作成し、市内全戸に配布した。 (平成 25 年度) ・若者の消費者被害防止のため、成人式で新成人に啓発冊子を配布した。 (平成 22 年度～)
③ 総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の強化により、平成 23 年度におけるセンターの相談件数は、59 件なのにに対し、平成 25 年度は 81 件と増加した。また、平成 26 年 12 月時点で 80 件と相談件数は増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・消費生活相談員の相談対応能力の向上のため、研修参加を支援した。その結果、あっ旋件数が増加傾向にある。
④ 「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初で消費生活窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センター等の研修に参加させることで相談員のレベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する。 ・平成 26 年度当初は、消費生活相談窓口であったが、平成 27 年度中から消費生活センターとするため、開設日を週 3 日から週 5 日とする。
⑤ 消費者行推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、研修等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク構築等を支援する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。

<p>⑥ 消費者行政活性化及び 自主財源化の方針に則 して取り組む施策、目 標</p>	<ul style="list-style-type: none">・消費生活センターを維持する。・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を 図る。（平成 23 年度～平成 31 年度）・消費生活センターが地域の人材育成の拠点となり、地域の消費 生活問題への対応能力向上のため、地域ネットワークを構築を 目指す。（平成 29 年度～平成 39 年度）
<p>⑦ その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none">・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁を挙げて対 応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	13 笠間市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員を 2 名増員し、相談日を週 3 日から週 5 日に拡大した。 (平成 24 年度) ・相談担当職員、相談員のレベルアップを図るため研修参加を支援した。 (平成 21 年度～24 年度) ・映像機器（プロジェクター、スクリーン等）を整備し、分かりやすい出前講座を実施した。 (平成 22 年度～25 年度) ・相談業務に必要な機材、事務用機器、執務参考資料等を整備した。 (平成 22 年度) ・民生委員およびヘルパーへの情報提供を強化した。 (平成 22 年度) ・消費者力アップ市民講座および消費生活パートナー養成講座を開催した。 (平成 24 年度～25 年度) ・国民生活センターから貸与された検査機器を活用し、食品等の放射線物質検査を実施した。 (平成 24 年度～25 年度) ・消費者教育関係の図書を購入し、学校図書館および市立図書館に配本し、消費者教育を啓発した。 (平成 25 年度) ・食育および食からの健康管理推進のために使用する機材を購入し、食等に係る講演会の開催と啓発活動を実施した。 (平成 25 年度) ・消費者生活団体の活動に対して助成し、自主的活動および活性化を促進した。 (平成 21 年度～25 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度に消費生活センター相談員の増員による相談体制の強化により、相談件数が 308 件となった。 (平成 23 年度 339 件) ・消費生活相談体制の強化により、平成 24 年度における消費生活相談員の助言やあっせん等による救済金額の総額が 43,900 千円となった。 (平成 23 年度 83,400 千円) ・平成 22 年度から実施した出前講座（22 件／年）は、平成 25 年度には 25 回と増加している。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 7 月 1 日に消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初は、消費生活相談員の資格保有率が 80% であったが、平成 28 年度までには消費生活相談員の資格保有率を 100% とするため、国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。

	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士等を活用した出張消費生活相談の実施により、相談体制の強化を図る。 <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「見守りネットワーク」の構築については、今後、設置に向けて検討していく。
<p>⑤消費者行政推進の方針</p>	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 弁護士等を活用した出張消費生活相談の実施により、相談体制の強化を図る。 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 出張消費生活相談の充実を図る。 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
<p>⑥消費者行政推進の方針に 則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 出張消費生活相談の開催等により、各種事業の充実を図る。 <p>(平成21年度～平成29年度)</p>
<p>⑦その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、関係機関と連携を密にして対応していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	14 取手市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の環境整備のため、教材、備品、設備等を購入した。 (平成 21 年度～平成 23 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) 消費生活相談の複雑化、高度化に対応するため、専門的知識を有する弁護士・建築士を活用し研修会を開催した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) PIO-NET への迅速な入力、及び増加する相談に対応するため、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。 (平成 22 年度～平成 26 年度) 悪質商法被害防止のため、キャンペーンやイベント、出前講座等でチラシや啓発品を配布した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者教育の強化のため、小・中学校へ DVD 等の教材整備及び消費関連図書を整備した。 (平成 23・25 年度) 食の安全確保のため、放射性物質検査機器（2 台）を購入。国から貸与された検査機器（2 台）、及び購入した機器を活用し住民が消費する食品等の放射性物質検査を実施した。 (平成 24 年度～26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。相談件数は、平成 21 年度の 794 件に対し、平成 22 年度は 1001 件となり 26% の増加がみられた。平成 27 年 2 月末においては、841 件となっており、消費生活に係る相談窓口として、住民に周知されている。 平成 21 年度から、消費生活相談員の相談能力の強化のため、研修参加を支援するとともに、専門知識を有する弁護士・建築士（26 年度）による研修会を実施した。相談処理結果の、あっせん件数（解決・不調）を見ると、平成 21 年度の 74 件に対し、平成 22 年度は 129 件と 74% の増加がみられた。平成 27 年 2 月末においては 122 件となり消費生活相談対応能力や質が向上した。相談内容は多種・多様複雑化しており、一件に係る相談時間や相談回数は増加の傾向にあるが、豊富な経験等を有する相談員が消費者の立場を理解して相談業務を行なっている。また、消費者トラブル情報を収集し、その知識を活かした出前講座を実施している。 平成 24 年度から、国から貸与された検査機器、及び購入した機器

	<p>を活用し、住民が消費する食品等の放射性物質検査を実施することで、消費者の安全・安心の確保につながった。</p>
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度当初で消費生活センター設置済み。 <p>＜政策目標2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に消費生活相談員が2名体制から3名体制になったことにより、相談体制が整備され、消費生活相談員が研修に参加しやすい体制ができた。平成21年度当初で、消費生活相談員の資格保有率は100%を達成している。平成26年度以降も研修参加を促進し、消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p>＜政策目標5＞見守りネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課や医療・福祉などの地域関係者との意見交換を行いながら、今後、消費者安全確保地域協議会設置を検討する。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談体制の充実のため、相談員3名の体制を維持する。 ・地域の消費生活相談窓口として、相談体制を維持・強化するため、弁護士・建築士を活用し、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を図る。 ・消費者被害防止のための啓発事業を実施する。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の維持する。 ・出前講座等の啓発事業は、交付金等活用期間経過後も実施していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談体制の強化のため、弁護士の活用により専門的な相談への対応能力の向上を図る。(平成21年度～平成29年度) ・消費生活相談体制の強化のため、建築士の活用により専門的な相談への対応能力の向上を図る。(平成26年度～平成34年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 (平成21年度～平成29年度) ・消費者被害防止のため、出前講座等の消費者教育の充実を図る。 (平成21年度～平成34年度) ・住民が消費する食品等の放射性物質検査を実施することで食の安全確保を図る。(平成24年度～平成32年度)
⑦その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	15 牛久市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名体制から 2 名体制とし、相談日を週 3 日から 5 日に増やした。（平成 23 年度） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 23 年度～平成 26 年度） ・悪質商法被害防止のため、啓発パンフレットを作成し、市内全戸に配布、出前講座やイベント等でも配布した。（平成 21 年度～平成 22 年度） ・消費者教育の強化のため、市内小中学生に消費者教育パンフレットを配布した。（平成 25 年度～平成 26 年度） ・小中学生の知識向上のため、市内小中学校の図書室に消費者教育参考図書を整備した。（平成 25 年度）
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に消費生活相談員を 2 名体制にしたことで、震災の影響で増加した相談にも相談者を待たせることなく、迅速に対応できた。 ・平成 23 年度から、消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっ旋解決件数が平成 22 年度の 40 件に対し、平成 23 年度は 71 件、それ以降も増加しており、消費生活相談の対応能力が向上した。 ・啓発パンフレットを広く配布したことにより、悪質商法被害前に消費生活センターに相談する市民が増加し、平成 21 年度は 361 件だった相談件数が平成 25 年度には 517 件に増えた。 ・消費者教育パンフレットを小中学校に配布し、授業の補助教材として活用することで、児童生徒が消費生活に興味を持ち、消費者教育の強化につながった。 ・市内小中学校の図書室に消費者教育参考図書を整備することで、児童生徒の消費生活に関する知識の向上を図ることができた。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p style="text-align: center;"><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 6 月に消費生活相談窓口を設置済み。 <p style="text-align: center;"><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の消費生活相談員の国民生活センター研修参加回数は、1 回／1 人であったが、担当職員も消費生活相談を受け付け

	<p>ることにより、消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備する。</p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と意見交換や調整を行ながら、今後、消費者安全確保地域協議会の設置を検討する。
<p>⑤消費者行政推進の方針</p>	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の維持・強化を図る。 ・消費者教育に重点的に取り組み、より効果的な消費者被害未然防止を図る。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間を経過した後も維持する。 ・啓発事業については、より効果的な方策に重点を置き、交付金等活用期間を経過した後も行う事業を精査する。
<p>⑥消費者行政推進の方針 に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の維持・強化を図るため、平成 23 年度に 1 名増員した消費生活相談員の 2 名体制を交付金等活用期間を経過した後も維持する。(平成 23 年度～令和元年度) ・消費生活相談員の相談対応能力の向上を図るため、研修参加を支援する。(推進事業：平成 23 年度～令和元年度 強化事業：令和 2 年度～令和 4 年度) ・PIO-NET 刷新に伴い開催される研修への参加を支援する。(推進事業：平成 27 年度 強化事業：令和 2 年度) ・消費者教育パンフレット等をより充実させ、小中学校の授業の教材として活用する。(平成 25 年度～令和 3 年度)
<p>⑦その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害未然防止のため、府内の連携を強化する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	16 つくば市
-------	-----	------	---------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの機能強化を図るため、機材等を整備した。(平成 22 年度) ・相談者のプライバシーを保護するため、間仕切りを設置し相談スペースを設置した。(平成 25 年度) ・複雑な相談に対応できるように相談員が弁護士から助言を受けられる体制を整備した。(平成 21 年度～23 年度) ・食の安全・安心の確保を図るため、放射性物質検査機器の校正等を実施した。(平成 24 年度) ・食品に対する市民の不安を払拭するため、食品と放射能の学習会を開催した。(平成 24 年度～25 年度) ・消費者被害を未然防止するため、啓発チラシ等を作成し、一般市民を対象に啓発事業を実施した。(平成 21 年度～26 年度) ・消費者教育のため中学生を対象にした冊子を購入し配付した。(平成 25 年度～26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談スペースを確保したため、相談者のプライバシーが保護され、相談者が安心して相談できる環境が整った。 ・弁護士等の活用により、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図ることができた。 ・食品と放射能の学習会により、食品に対する市民の放射能への不安を払拭することができた。 ・啓発チラシ等による啓発事業により、消費生活センターの認知度が高まった。その結果相談件数及び出前講座の参加者も増加している。 ・中学生向けの消費者教育に役立つ冊子を購入し、市内の中学 2 年生に配付することにより、消費者意識が高まった。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年度当初に消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑多様化する消費生活相談に対応するため 3 名体制であった消費生活相談員を、平成 27 年度に 1 名増員し、4 名体制とし、相談体制の充実・強化を図る。 <p><u>＜政策目標 5＞見守りネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課や医療・福祉などの地域関係者との意見交換を行い、情報収集に努めるとともに、既存のネットワークの活用も調査・研究したうえで、今後、高齢者等の消費者被害を防ぐ体制のあり

	<p>方について検討する。</p>
	<p>⑤消費者行政推進の方針</p> <p>・消費者被害の未然防止のため、消費者教育の推進を図る。</p> <p>・啓発チラシ等の配布等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、事業を精査していく。</p> <p>・消費生活相談体制を強化するため、消費生活相談員を増員する。</p>
	<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p> <p>・出前講座用冊子等を購入し出前講座を実施することにより、消費者被害の未然防止を図る。(平成 21 年度～27 年度)</p> <p>・啓発チラシ等を配布することにより、消費者被害の未然防止を図る。(平成 21 年度～27 年度)</p> <p>・消費者教育冊子の配布により中学生を対象にした消費者教育を行い、消費者被害の未然防止に努める。(平成 25 年度～31 年度)</p> <p>・平成 26 年度末時点で 3 名体制の消費生活相談員を 1 名増員し、消費生活相談体制の充実・強化を図る。(平成 27 年度～33 年度)</p>
	<p>⑦その他特記事項</p>

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	17 ひたちなか市
-------	-----	------	-----------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者生活相談を行うため、消費者生活相談員 2 名を配置して、平成 12 年 4 月に消費生活センターとして開設。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、国民生活センターによる専門相談員の巡回訪問の受入や相談員経験者による市独自研修による担当職員および相談員への研修を実施。(平成 21 年度～25 年度) ・消費者被害の防止やセンターの周知を図るため、公共交通車両(コミュニティバス・市内鉄道) へ広告を掲示した。(平成 21 年度～23 年度) ・消費者被害防止のため、視聴覚機器を整備したほか、講演会を実施した。(平成 21 年度～26 年度) ・若年層啓発のため、小中学生を対象としたイベントを開催した。(平成 21 年度～26 年度) ・食の安全・安心の啓発のため、冊子を作成して学習会等で活用した。(平成 24 年度～25 年度) ・国民生活センター貸与の検査機器を活用し、食品等の放射性物質検査を実施した。(平成 24 年度～25 年度) ・高齢者の被害防止のため、民生委員を通じて啓発冊子・グッズを配布した。(平成 25 年度～26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員への研修を行うことにより相談体制の質の向上が図られた。 ・消費生活相談体制の強化により、平成 26 年度における消費生活相談員の助言やあっせん等による救済金額の総額が 39,278 千円(27 年 1 月末現在) となった。 ・平成 21 年度～26 年度に挙えた視聴覚機器の使用により、啓発事業の多様化が図られた。 ・平成 25 年度～26 年度の高齢者被害防止のための啓発冊子等の配布を民生委員を通じて行ったことにより、民生委員への消費生活啓発につながった。また、民生委員を総括する庁内の部署とも連携が図れた。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u> 平成 12 年 4 月に消費生活センターを設置済み。</p> <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u> 自主財源で担当職員・相談員ともに国民生活センター等の研修に参加しており、研修参加率は 100% である。今後も継続する。</p>

	<p><u>＜政策目標5＞見守りネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内関係各課や関係機関及び地域関係者との意見交換を行いながら、今後、既存の見守りネットワークを含め検討する。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員のレベルアップのための研修を維持する。 ・消費者教育に重点を置き、消費者被害未然防止を図る。
	<p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の質の向上を図るため、市独自の研修を継続的に行う。 ・啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員及び担当職員対象の研修を市独自で実施し、相談体制の質の向上を図る。
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、府内関係各課と連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	18 鹿嶋市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とし、相談業務強化を図った。(平成 21 年度) ・消費生活相談員 3 名分の報酬を勤務時間数に応じた増額や資格取得に伴い報酬の増額を実施。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・相談対応能力向上のため、消費生活相談員の研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・市民等への消費者被害防止のため、学校やまちづくりセンター等に出向き、中学生から高齢者までを対象に出前講座を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため、一般市民を対象にした啓発チラシおよび啓発品の作成・配布をおこなった。(平成 21 年度、平成 22 年度、平成 24 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害を防止するため、啓発チラシおよび啓発リーフレットの配布をおこなった。(平成 23 年度、平成 26 年度) ・小中学生の消費者教育の一環として、啓発冊子を配布した。(平成 25 年度) ・学校給食センターにて、食品中の放射性物質検査を実施し、食の安全を確保した。(平成 25 年度、平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 48 年度に消費生活センターを設置し、相談件数は平成 20 年度の 328 件に対し、平成 21 年度は 295 件となり、啓発チラシの配布等による啓発活動の促進が図られ、相談件数が減少した。また、高齢者を対象とした詐欺が増加傾向にある中、平成 26 年 11 月末時点の相談件数は 298 件となっており、地域の相談窓口として定着している。 ・平成 21 年度から消費生活相談員を 2 名から 3 名に増員したことにより、相談対応能力強化のための研修への参加の機会拡充の支援ができた。この支援により平成 26 年度には 3 名全員の相談員が資格取得をことができ、消費生活センターの相談業務や啓発活動の強化に至っている。消費生活センターあっせん件数は年々増加傾向にある。また平成 25 年度～学校給食センターにて、食品中の放射性物質検査を実施し、食の安全を確保した。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度当初、消費生活センターは設置済み。 <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度からの 3 名の相談員の週 4 日勤務を継続する。 平成 26 年度以降も国民生活センター等の研修参加を支援し、消費生活相談員の相談能力の向上を図る。 <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所内各課や福祉・警察・司法などの地域関係者との連携を強化し、意見交換を行いながら、今後、消費者安全確保地域協議会設置を検討する。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活センターを維持するため、3 名の相談員の週 4 日勤務を継続する。 消費生活相談体制の維持、強化として、消費者被害防止の観点から小中学生等に対する消費者教育や、高齢者特有の詐欺商法に対応するために、市役所内各課との連携、調整を強化する。 県の随時法律相談（弁護士）の活用や国民生活センター等のレベルアップ研修への参加により、消費生活相談員のレベルアップを図る。
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 出前講座や啓発チラシの配布等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も継続する事業を精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを設置・維持する。 これまでに消費生活相談員の処遇改善のため報酬増額した分について平成 26 年度水準を維持する。 消費生活相談員の対応能力強化のため、国民生活センター等のレベルアップ研修への参加支援の継続を図る。（平成 22 年度～平成 30 年度）
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、消費生活センターと市役所内各課の連携や地域行政関連機関（警察署等）との連携を密にして消費生活相談員が公正な立場で相談に対応する。同時に小中学生への消費者教育の充実を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	19 潮来市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、ノートパソコン等の事務機器を整備した。また消費者団体や福祉関係団体等との相談連絡体制の強化のためプロジェクター等を整備し、映像によるわかり易い出前講座を開始した。(平成 21 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、弁護士による研修会を実施した。(平成 23 年度) ・消費者関連団体の育成のため研修を実施した。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・国民生活センターから貸与された検査機器を活用し、食品等放射線物質検査を実施した。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため啓発チラシを作成し、市内全戸に配布、住民へ一斉啓発を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活センターの利用促進と被害未然防止のため、啓発パネル、啓発物品を作成し、消費生活展・市民文化祭等でキャンペーンを実施し住民へ啓発した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者教育を推進するため市立図書館へ関係図書を整備した。(平成 25 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員が相談業務に関し専用のパソコン機器が使用できるようになり対応能力が向上した。またプロジェクターや DVD 等を整備、出前講座や研修時に貸し出しを開始し、民生委員や高齢者クラブ、消費者団体等との相談連絡体制が強化された。 ・弁護士による研修会を実施し、高度な相談内容に対応できるなど相談員の質が向上し、H23 年度相談員有資格者割合 0%→H26 年度相談員有資格者割合 50% に向上した。 ・国民生活センターから貸与された検査機器を活用し、食品等放射線物質検査を実施し、食の安心安全が図れた。 ・消費者団体に対し研修を実施し、地域社会における問題解決の支援と多数の方へ身近な啓発研修ができた。 ・消費者被害防止の啓発チラシを全戸配布、全市民への一斉啓発を実施することで相談窓口の周知と住民への啓発強化が図れた。 ・センター名入りの啓発物品等を市民文化祭、消費生活展などで配布し、啓発パネルは公共施設へ常設し、市民が常に目にすることで、消費生活センターの周知が図れた。 ・市立図書館へ消費者行政コーナーを設置、消費者関係図書を整備することで、子どもからお年寄りまで、自ら学べる環境が整い消

	消費者教育の推進が図れた。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>・平成 18 年 11 月 消費生活相談窓口設置済</p> <p>・平成 20 年 1 月 消費生活センター設置済</p> <p>・平成 26 年度当初では消費生活相談員の資格保有率が 0% であるが、平成 27 年度までに消費生活相談員の資格保有率を 50% に引き上げるため、各種研修に参加してもらい、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。</p>
⑤消費者行政推進の方針	<p>・消費生活センターを維持する。</p> <p>・全戸配布チラシなどによる普及啓発事業を継続する。</p> <p>・市民文化祭等での啓発活動を継続する。</p> <p>・消費者教育の環境整備事業(図書整備)を継続する。</p> <p>・食品等放射線物質検査を継続する。</p> <p>・平成 29 年度までに消費生活相談員の資格保有率を 100% に引き上げるため、各種研修に参加してもらい、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。</p>
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<p>・消費生活センターを維持する。</p> <p>・全戸配布チラシや市民文化祭等での啓発活動を継続する。 (平成 21 年度～平成 29 年度)</p> <p>・消費者教育の環境整備事業(図書整備)を継続する。 (平成 25 年度～平成 33 年度)</p> <p>・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続。</p> <p>・食の安心安全を図るため放射性物質検査を継続する。 (平成 24 年度～平成 32 年度)</p>
⑦その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	20 守谷市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を2名体制から3名体制とした。（平成21年度） 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成21年度～平成26年度） 食材の放射性物質検査を実施し、食の安全を確保した。（平成24年度～平成26年度） 地域の消費者力向上に向けた啓発用品の作成。（平成21年度～平成29年度） 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、市内の全戸に配布した。（平成 25 年度）
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数は、平成25年度:400件、平成26年度も同水準で推移し、地域の相談窓口として定着しつつある。 平成21年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が平成25年度は46件となり、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 消費生活相談体制の強化により、平成25年度における消費生活相談員の助言やあっせん等による救済金額の総額が19,914千円となった。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度当初で消費生活消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を2名体制から3名体制とした。（平成21年度） 平成25年度当初は消費生活相談員の資格保有率が66%であったが平成26年度までに消費生活相談員の資格保有率が100%となつた。 国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標 5 ＞見守りネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 庁内関係課や医療・福祉などの地域関係者との意見交換を行なながら、今後、消費者安全確保地域協議会設置を検討する。
⑤消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを設置・維持する。 消費生活相談体制を維持・強化するため、地域の関係団体と連

	<p>携し、消費生活相談員のレベルアップを図る。</p> <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制を維持する。 ・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを設置・維持する。 ・消費生活センターの設置に伴う消費生活相談体制の強化のため、地域の関係団体と連携し、啓発事業を行うことにより、消費生活相談への対応能力の向上を図る。（平成21年度～平成29年度） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成21年度～平成29年度）
<p>⑦その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	21 常陸大宮市
-------	-----	------	----------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者生活相談体制強化のため、消費者生活相談員 1 名を配置して、平成 18 年 9 月に消費生活センターを開設。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年～平成 26 年) ・高齢者の悪質商法被害防止を目的として消費者リーダーと連携して啓発活動及びチラシ・啓発グッズを配布した。 (平成 21 年～平成 26 年)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の開催、大型店舗前での啓発パンフレットの配布等により、消費者センターを広く市民に PR することができた。(出前講座 2～3 回程度/年 配布 1 回/年) ・消費者被害の防止を図り、住民の安全確保に努めた。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p style="text-align: center;"><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターとして維持を図る。 <p style="text-align: center;"><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 9 月より有資格の相談員 1 名体制となっており、今後も維持する。
⑤消費者行政推進の方針	<p style="text-align: center;">＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・相談員のスキルアップに取り組む。 <p style="text-align: center;">＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの配布等の啓発活動については、市広報誌・市ホームページ「お知らせ」等を活用して経費の節減を図る。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・相談員等の職員の資質向上のため、各種研修会等に積極的に参加していく。 ・有資格相談員の配置を維持する。
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メディアの情報発信を活用し、新たな啓発方法を検討する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	22 那珂市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制機能の強化を図るため、消費生活相談員を 1 名体制から 2 名体制とし、消費生活相談員対応による相談日を週 3 日から 5 日にした。(平成 21 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度) ・消費生活相談員の対応強化のため相談員専用のパソコンを整備した。(平成 22 年度) ・悪質商法被害防止及びセンター周知のため、啓発チラシを作成し全戸に配布した。(平成 21 度～平成 22 年度) ・消費者被害防止のため、オリジナル啓発回覧板を作成し、市内全自治会に配布した。(平成 23 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、高齢者クラブ等で出前講座を開催した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・高齢者等の出前講座で使用する機材を整備した。(平成 22 年度、平成 25 年度)。 ・消費者被害防止のため、イベントや出前講座、街頭啓発等で、啓発チラシ、啓発物品を配布した。(平成 23 年度～26 年度) ・若者の消費者被害防止のため、成人式に啓発物品等を配布した。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・消費者教育のための啓発教材を、各小中学校等に配布した。(平成 25 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度に消費生活センターを設置し、平成 21 年度から、消費生活相談員対応の相談日を週 3 日から 5 日にし、相談件数も年々増加し、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 21 年から実施している出前講座(1 件/年)は、高齢者、見守り者、自治会など多方面で開催し、平成 25 年度には 18 件と増加し、身近な講座として、地域住民の消費者被害防止の啓発になっている。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度当初で消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 10 月に消費生活相談員を増員して、週 3 日の消費生活相談員体制の相談日を、週 5 日とした。

	<p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> これまで必要に応じて関係部署と協議してきたが、今後さらに地域の関係機関との連携も図っていく方向で検討する。
<p>⑤消費者行政推進の方針</p>	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員の研修参加を支援し、レベルアップを図る。 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金等活用終了後においても維持する。 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 平成21年度に増員した消費生活相談員2名体制並びに、週3日勤務、週5日相談窓口の体制の維持を図る。(平成21年度～平成29年度) 消費生活相談員の対応能力を強化するため、研修参加の継続を図る。(平成21年度) 悪質商法被害防止のための啓発事業や出前講座の強化の向上を図る。(平成21年度～平成29年度) 消費者教育の推進及び啓発のため、各小中学校に啓発冊子等の配布の継続を図る。(平成25年度～令和3年度)
<p>⑦その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	23 筑西市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口の移設改修工事及び備品整備。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・ 消費生活相談員を 1 名体制から 2 名体制とし、開設日を 3 日から 4 日に拡大した。(平成 22 年度～平成 23 年度) ・ 開設日を 4 日から 5 日に拡大した。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談員の対応力強化のため、研修会への参加を支援した。(平成 22 年度、平成 24 年度～平成 26 年度) ・ 消費者問題被害防止のための啓発チラシを作成し、市内全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費者団体と連携し、消費啓発問題イベントを開催した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費者の食品等に対する安全・安心を確保するため、放射性物質検査を実施した。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・ 食品等の安全、安心に関する講演会の開催。(平成 21 年度、平成 24 年度～平成 25 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度から開設日が週 4 日となり、相談件数は平成 21 年度の 237 件に対し、平成 22 年度は 361 件と大幅に増加した。また、平成 25 年度は 371 件と、地域の相談窓口として定着している。 ・ 平成 22 年度から相談員の研修会への参加を支援したことにより、社会情勢の変化による様々な相談内容に対応できた。 ・ 消費者問題啓発チラシ配布やイベントの開催により、悪質商法被害防止や食の安全・安心等を市民に周知できた。 ・ 平成 24 年度から実施した放射性物質検査は、127 件／年 (平成 24 年度)、102 件／年 (平成 25 年度) と多くの市民に利用されている。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活センターとして設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24・25 年度は研修に 2 回参加 (相談員 1 名) したが、相談員のレベルアップのために、平成 26 年度以降も研修参加率 100% とする。 <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内関係課や医療・福祉などの地域関係者と連携しながら、今後、消費者安全確保地域協議会の設置に向けて検討していく。

<p>⑤消費者行政推進の方針</p>	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの週 5 日開設・相談員 2 名体制を維持する。 ・消費生活相談体制を強化するため、研修会参加による相談員のレベルアップを図る。 ・社会情勢に合わせたチラシ・リーフレットの配布により、市民に対し、消費者問題意識の高揚を図る。 ・放射性物質検査やイベント開催など、市民への消費者啓発に力を入れる。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・消費者教育及び啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの週 5 日開設・相談員 2 名体制を維持する。 ・相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 22 年度～平成 30 年度) ・放射性物質検査を実施し、消費者の食品等に対する安全・安心を確保する。(平成 24 年度～平成 33 年度) ・悪質商法被害防止啓発のため、チラシやノベルティを市民に配布する。(平成 21 年度～平成 29 年度) ・消費者団体による消費者啓発イベントを開催し、市民が消費生活に関する知識を習得し、消費者としての自立を支援する機会を提供する。(平成 22 年度～平成 30 年度) ・若者(高校 3 年生)にターゲットを絞り、リーフレットを配布し、効果的な消費者被害防止啓発を行う。(平成 25 年度～平成 33 年度) ・なお、必要な事業については、交付金等活用期間経過後も、一般財源として継続していく。
<p>⑦その他特記事項</p>	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	24 坂東市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、窓口開設日を週 4 日から 5 日に増やすとともに、消費生活相談員を 1 名体制から 2 名体制とした。(平成 22 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・相談窓口の対応高度化のため、弁護士相談を活用した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者の食の安全に関する理解促進のため、食の安全講演会等を開催した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を開催した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、市内の全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に消費生活相談開設日及び相談員数を増加したことにより、相談件数は、平成 21 年度の 258 件に対し、平成 22 年度は 408 件と大幅に増加した。また、平成 26 年度 2 月時点で 334 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が着実に増えており、平成 22 年度は 37 件であるのに対し、平成 25 年度は 50 件、平成 26 年度 2 月時点で 53 件となり、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・平成 20 年度から実施した出前講座が、平成 25 年度には 11 件／年と着実に増加している。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを既に設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 50% であったが、平成 27 年度までに消費生活相談員の資格保有率を 100% とするため、国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 <p><u>＜政策目標 5＞見守りネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課や医療・福祉などの地域関係者との意見交換を行いながら、今後、消費者安全確保地域協議会設置を検討する。

⑤消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員の研修参加を支援しレベルアップを図る。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク構築等を支援する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間を経過後も維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。 (平成 21 年度～平成 29 年度)
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	25 稲敷市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口開設日数を週 3 日から 4 日へ拡充し、消費生活相談体制を強化した。(平成 22 年度～平成 26 年度) 相談員について、国セン研修のような県主催以外の研修も参加支援を行うことで、相談員のレベルアップを図った。 (平成 21 年度～平成 26 年度) 啓発活動を強化した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数は、平成 21 年度の 158 件に対し、相談窓口を拡充した 22 年度は 204 件と増加した。また、平成 25 年度は 211 件となっており、地域の相談窓口として定着しつつある。 平成 26 年度の研修参加率は 100 %。 出前講座開催件数は、平成 20 年度の 3 回から平成 25 年度は 22 回と大幅に増加した。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に消費生活相談センターを設置済み。 <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度現在、消費生活相談員の資格保有率 100 %。平成 27 年度以降も維持する。 平成 26 年度現在、研修参加率 100 %。平成 27 年度以降も維持する。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 研修支援により、相談員のレベルアップを図る。 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制及び消費生活相談レベルアップについては、交付金等活用期間経過後においても維持する。 出前講座等の啓発事業については、効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。(平成 22 年度～平成 30 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を図る。 (平成 21 年度～29 年度) 市内小中学校を対象にしたチラシ配布等の啓発活動を行う。 (平成 26 年度～平成 34 年度)
⑦その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	26かすみがうら市
-------	-----	------	-----------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制の更なる拡充のため、出張相談窓口用の備品・消耗品の整備（平成 21 年度～24 年度） ・消費生活相談体制の拡充のため、相談員を 1 名から 2 名に増員（平成 21 年度～26 年度） ・消費生活相談への対応能力の強化及び相談内容の充実を図るため、消費生活相談員が研修に参加するための支援を実施（平成 21 年度～26 年度） ・消費者被害防止のための啓発パンフレット、啓発グッズの作成（平成 21 年度～26 年度） ・消費生活センター通信を作成し、全戸配布（平成 22 年～26 年度） ・食の安全・安心に関する講演会を開催（平成 23 年度、25 年度） ・食品の放射性物質検査の実施（平成 24 年度～26 年度）
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 6 月に消費生活センターを設置し、平成 21 年 11 月からは出張相談窓口を設置し、相談員を 2 名に増員した。 ・市消費生活センターの名入れの啓発グッズやパンフレット、消費生活センター通信を作成し、全戸配布した。 ・相談件数は平成 20 年度の 76 件に対し、平成 21 年度は 183 件、その後毎年 300 件近い相談件数となっており、消費生活の相談窓口として定着してきている。 ・食品表示・安全機能強化事業として、食の安全・安心講演会を開催し、平成 23 年度は 96 名、平成 25 年度は 122 名の参加者があった。食の安心・安全の分野に対する関心は高く、意義のある講演会となった。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 6 月に消費生活センターを設置し、平成 21 年 11 月からは、出張相談窓口を週 2 回設けている。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員及び担当職員の研修を支援する。
⑤消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。

	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成 21 年度～平成 29 年度）
⑦その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	27 桜川市
-------	-----	------	--------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活センターを設置した。 (平成 21 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化及びレベルアップを図るため、研修会参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・高齢者被害防止のため、老人会等で出前講座を実施した。 (平成 23 年～平成 26 年度) ・消費者被害防止のためキャンペーン等を行ない、啓発品やチラシ等を配布した。 (平成 22 年～平成 26 年度) ・消費者被害防止及び最新情報紙「くらしのかわら版」を作成し、毎月市内全戸に配布した。 (平成 25 年度～平成 26 年度) ・庁内関係課及び関係機関と庁内多重債務問題について協議会を設置し救済に努めた。 (平成 22 年度から平成 26 年度) ・小中学生及び高校生に対し出前講座の実施や冊子等を配布した。 (平成 22 年～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活センターを設置し、相談件数は平成 21 年度 96 件に対し、平成 22 年度 194 件に増加した。また、平成 26 年 11 月末時点で 138 件と相談件数も増加しており、地域の窓口として定着してきた。 ・平成 21 年度より消費生活相談員の相談対応レベルアップを図るため、研修参加を支援したことによって、相談内容の理解と斡旋等がスムーズにできるようになり、継続相談が減少した。 ・消費者被害防止及び最新情報紙「くらしのかわら版」を作成し、毎月市内全戸に配布したところ、「ためになった」「書いてあったことと同じ電話が掛かってきたので断れた」等の電話があり、発行効果がみられた。 ・多重債務者連絡協議会において、消費生活センターと庁内担当課が連携し、平成 25 年度より司法書士もメンバーに加わったことで、多重債務の発見・救済がスムーズに行われるようになり、平成 25 年度の救済金額は約 950 万円となった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応能力強化及びレベルアップを図るため、研修に参加しやすい体制を整える。 ・消費生活センター設置庁舎以外の庁舎でも相談できるよう「出前

	相談」を実施。
	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近なセンターとして消費生活相談体制を維持、強化するため、相談員の研修参加を支援しレベルアップを図る。 ・啓発活動を重点に、消費者被害の未然防止を図る。 ・多重債務者に対し、消費生活センターと府内担当課及び司法書士が連携し、多重債務者の生活再生を支援する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <p>消費者行政推進の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・消費者被害防止のための啓発活動や出前講座等については、より効果的な取り組みに重点化し、交付金等活用経過後も行う事業を精査していく。 ・消費生活相談員レベルアップ事業については、交付金等活用経過後も参加の支援を行うとともに、平成 31 年度～令和 3 年度については、強化事業費補助金を活用し国の指定する研修に参加し、更なるレベルアップを図る。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの相談体制を維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 (平成 21 年度～平成 29 年度) (強化事業: 平成 31 年度～令和 3 年度) ・ニセ電話被害防止のための出前講座を積極的に開催するとともに、備品の充実を図り理解しやすい講座の開催に努める。また、啓発用リーフレットや啓発品を配布し消費者トラブル防止を図る。 (平成 25 年度～令和 3 年度) ・消費者教育の一環として、各小中学校に消費者コーナーを設け、パネル展示やリーフレットを配布して、消費者被害防止を図る。 (平成 23 年度～令和元年度) ・消費生活センターと府内担当課が連携し、多重債務者救済を図るため、司法書士による勉強会を開催し問題解決力強化を図る。 (平成 23 年度～令和元年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、市内病院やクリニック、薬局、銀行、コンビニエンスストア等と連携し啓発活動を推進する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	28 神栖市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談機関として、高齢者や障害者の方が来館しやすいよう、消費生活センターを施設の一階に設け相談室を 2 室とした。 (平成 21 年度) ・消費者啓発推進員を雇用し、消費生活相談員との連携を図りながら啓発活動を行い、相談体制を強化した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・国・県主催等、多様な機会をとらえた相談員研修により、相談員のレベルアップを図った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・専門家等による研修会を開催し、相談員のレベルアップを図った。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害を防止するため啓発用機材を整備し、「出前講座」や「講演会」事業を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・市内公共施設（8箇所）に消費生活センターコーナーを設け、最新の情報提供に努めた。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・高齢者の悪質商法被害を防止するための啓発の強化を図った。 (平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者団体等が実施する講演会・講座の開催、広報活動の支援を行った。(H21, 平成 25 年度～平成 26 年度) ・学校の図書室等に消費生活関連図書を配備し、児童生徒への情報提供と啓発を図った。(平成 25 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを 1 階に単独設置し、対面による専用相談室を 2 室設けることにより、プライバシー保護が守られるようになった。市民の身近な相談機関として定着しつつある。 ・消費生活相談員の相談能力向上強化の為、研修参加を支援した結果、対応能力や質が向上した。 ・消費者啓発推進員を配置したことにより、消費生活相談員との連携が図られ、平成 21 年度には 11 回/年だった出前講座が平成 25 年度には 33 回/年となった。幼児から高齢者までの全てのライフステージに合った出前講座が着実に増加している。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度、消費生活相談センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格を保有していない消費生活相談員に資格を保有させる為、研修参加への支援をし、保有率 100%を目指す。 ・国民生活センターの研修や茨城県消費生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の市町村及び国県の報酬の現状を踏まえながら、消費生活相談員の処遇改善を図る。 <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会については、今後、設置に向けて検討していく。
	<p>⑤消費者行政推進の方針</p> <p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費者力の向上のため、消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内の消費者団体の活動を支援する。 ・PIO-NET刷新に係る研修への参加を支援する。
	<p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的に取組みつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成21年度～平成29年度) ・消費生活相談員の処遇改善を維持する。 (平成27年度～平成35年度) ・消費者力アップの為に、幼児期から高齢者までの全世代を対象にした出前講座を実施し、消費者教育の維持・充実を図る。 (平成21年度～平成29年度)
<p>⑦その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内に限らず情報提供等、連携を密にして対応する。(危機管理監、警察署生活安全課、地域包括支援課、社会福祉課、課税課 他)

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	29 行方市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活センター事務所を整備した。(平成 21 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・弁護士の緊急電話相談・法律解決手法指導により相談解決に努めた。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・相談体制整備のため、相談員を増員した。(平成 25 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシ等を、市内の全戸またはイベントやキャンペーン時に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者教育のため、中学生を対象とした『安心安全くらしの読本』を作成した。(平成 21 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活センター事務所を設置以来、相談件数は年 100 件を超えており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、相談員が資格取得し、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・出前講座は、老人クラブだけでなく、地域包括支援センターや社会福祉協議会の事業とタイアップし定期的に実施することが出来ている。 ・『安心安全くらしの読本』は、毎年、新中学 1 年生に配布し家庭科授業などで活用している。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活センターを設置済み <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、週 5 日相談窓口を開設しているが、これを維持しつつ消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整え、消費生活相談員のスキルアップを図る。
⑤消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持するとともに、市民の安全安心を確保できるよう消費者行政事業を推進する。 ・消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するた

	<p>め、週 5 日の相談窓口開設を維持し、消費生活相談員の研修参加を支援しレベルアップを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児から高齢者までを対象に消費者の自立支援、被害未然防止事業等を推進する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・活用期間を経過した後についても、幼児から高齢者までを対象に啓発活動に取り組み、消費者の自立支援、被害未然防止事業等を推進する。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・週 5 日の消費生活相談窓口開設を維持し、消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。 ・消費生活センターが地域の消費者自立支援への拠点となり、幼児から高齢者までの個々の消費者問題への対応能力向上のために啓発活動に取り組む。（平成 21 年度～平成 27 年度）
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止を図るため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	30 銚田市
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化（週 5 日のセンター開設）のため、消費生活相談員を 1 名から 2 名に増員した。（平成 21 年度～平成 26 年度） ・消費生活相談員能力強化のため、国や県が実施する研修会等への相談員の参加を支援し、レベルアップを図った。 (平成 22 年度～平成 26 年度) ・チラシ及びグッズを作成配布などして、市民の啓発に努めた。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・メール配信サービスを開始し迅速な情報発信に努めた。 (平成 26 年度) ・中学生向け、新成人向けの小冊子を作成配布し、若者へ向けた啓発を実施した。（平成 25 年度～平成 26 年度）
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度末に消費生活相談員を増員し、週 5 日開設。相談件数は平成 21 年度 86 件、平成 22 年度は 203 件と大幅に増加した。平成 25 年度は 224 件と増加傾向にある。 ・平成 22 年度から、消費生活相談員の相談対応強化のため、研修参加を支援した。その結果、平成 21 年度まで 0 件だったあっせん件数が平成 22 年度より年間 10 件を超えるようになった。 ・チラシ及びグッズの配布により消費生活センターの周知がされたほか、出前講座の依頼数が増加するなど市民の消費生活に対する関心度が高まった。 ・これまで回覧板を使い年 2 回の情報発信を実施していたが、平成 26 年度からメール配信を利用することにより迅速に市民へ情報発信が可能になった。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度中で消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度当初、消費生活相談窓口であったが、平成 21 年度中に消費生活センターとなり、平成 22 年度より消費生活相談員を増員し開設日を週 5 日とした。今後も現体制を維持する。 ・平成 26 年度当初は消費生活相談員の資格保有率が 0% であるが、平成 30 年度までに消費生活相談員の資格保有率を上げるため、研修参加を支援し資格取得を奨励する。
⑤消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの体制を維持する。 ・消費生活相談員のレベルアップを図るため、研修参加を支援する。 ・老人クラブ・高齢者大学・小中学校の生徒などの年代別に対応した消費者教育を推進する。 ・被害情報等の早急な発信により被害拡大の未然防止に努める。
<平成 30 年度以降の方針>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・啓発事業については、より効果的な取組みを精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談体制の維持のため 2 名体制を継続する。 (平成 21 年度～29 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援を継続する (平成 22 年度～30 年度) ・幅広い年代への消費者教育推進を継続するため、チラシやパンフレット、グッズなどを作成して啓発に努める。 (平成 21 年度～平成 29 年度)
⑦その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	31 つくばみらい市
-------	-----	------	------------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。(平成 26 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談員の処遇改善のため、報酬月額を 14,000 円増額し、180,000 円とした。(平成 26 年度) ・消費に関する知識の普及や消費者被害未然防止のため、出前講座を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、市内の全戸に配布した。(平成 23 年度、平成 25 年度) ・若者の消費者被害防止のため、成人式で新成人に啓発冊子を配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増加に伴い消費生活相談件数も増加傾向にあるが、消費生活相談員の増員により、開設日は 2 名体制で相談を受けられるようになった。 ・平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、平成 24 年度に消費生活相談員 1 名が消費生活専門相談員の資格を取得した。 ・平成 21 年度から実施している出前講座は、乳幼児保護者・学校・自治会・高齢者・見守り者など多方面で開催し、平成 25 年度には 27 件／年と増加している。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度当初で消費生活センター設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口増加に伴う消費生活相談の件数増加が見込まれるため、平成 26 年度当初、週 2 日勤務で増員した消費生活相談員の勤務日数を平成 28 年度には週 4 日勤務とする。 ・平成 26 年度の消費生活相談員増員により、消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備。平成 26 年度以降の研修参加を促進し、消費生活相談員のレベルアップを図る。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近な消費生活センターとして、消費生活相談体制を維持・強化するため、増員した週 2 日勤務の消費生活相談員の勤務日数を増やすとともに、研修参加支援等により消費生活相談員のレベ

	<p>ルアップを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持するよう努める。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も実施する事業を精査していく。
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・平成 26 年度に増員した消費生活相談員の勤務日数を週 2 日から週 4 日に増やし、更なる相談体制の充実・強化を図る。(平成 28 年度～平成 29 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 21 年度～平成 29 年度) ・平成 26 年度に消費生活相談員の改善した待遇を維持する。(平成 26 年度～令和 4 年度) ・消費生活センターが地域の人材育成の拠点となり、地域の消費生活問題への対応能力向上のため、地域ネットワークを構築する。(平成 29 年度～令和 7 年度)
<p>⑦その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	32 小美玉市
-------	-----	------	---------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを開設し、消費者被害防止のための啓発に実施。 (平成 21 年度～) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者の食の安全のため、国民生活センターから借用している放射性物質検査機器を給食センターへ導入。 (平成 24 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシ・グッズを購入し、市内配布や啓発活動を行った。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・成人式に対象者へ被害防止のための啓発パンフレットを配布した。 (平成 25 年度～平成 26 年度) ・平成 26 年度に消費生活相談員の処遇改善のため交通費と有給休暇を支給した。 (平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は平成 21 年には 59 件平成 22 年には 106 件、平成 25 年には 170 件と大幅に増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 21 年から、消費生活相談員の消費生活相談能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、平成 21 年度のあっせん件数が 4 件に対し、平成 25 年度では 31 件となり、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・放射性物質検査機器の導入を平成 24 年より開始し、検査実績は平成 24 年度は 564 件、25 年度は 1132 件と大幅に増加している。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度で消費生活相談センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初は、消費生活相談員の資格保有率が 50% であったが、平成 27 年度の消費生活相談員の資格保有率を 100% とするため、国民生活センターの研修に参加させることでレベルアップを図り、資格取得を奨励する。 <p><u>＜政策目標 5＞見守りネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課や医療・福祉などの地域関係者との意見交換を行いながら、今後、消費者安全確保地域協議会設置を検討する。

<p>⑤消費者行政推進の方針</p>	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを設置・維持する。 ・消費生活相談員の処遇改善のため、交通費を支給する。 ・地域に身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制の維持、強化するために、弁護士の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・成人式に対象者へ被害防止のための啓発パンフレットを配布する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談体制の強化のため、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。 (平成 22 年度～平成 30 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 (平成 21 年度～30 年度)
<p>⑦その他特記事項</p>	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	33 茨城町
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談室を整備した。(平成 21 年度) ・消費生活相談員 1 名を配置し、住民の相談窓口として対応した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・町内全世帯に消費生活センター啓発リーフレットを配布した。(平成 21 年度) ・啓発用ポケットティッシュを作成(平成 22 年度) ・町内全世帯に啓発カレンダーを配布した。(平成 25 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター開設以来、相談件数が 100 件以上あった。 ・開設当初の相談内容は消費者問題以外の相談が多数あったが、年を追うごとに消費者問題についての相談が主になり、消費生活センターの存在が周知されてきた。 ・各集落、各種団体等からの出前講座の依頼が増え、消費者問題について町民が関心を持つようになってきた。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に消費生活センター設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターへの研修を継続することにより、相談員のレベルアップを図っていく。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。 ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(啓発関係リーフレット等)の作成により啓発を強化する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。 ・啓発事業については、交付金等活用期間経過後も消費者問題解決力の強化に向けたリーフレット等を作成していく。

⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活センターを維持する。・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・消費者被害防止のため、区長会・民生委員・社会福祉協議会などと連携を取りながら情報を共有しながら、出前講座等を活用した啓発に取り組む。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	大洗町
-------	-----	------	-----

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置するとともに、専門の相談員を 1 名配置した。(平成 21 年度) ・消費生活相談体制強化のため、消費生活センターに移行。(平成 22 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため、講演会等を実施した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発品を作成し、啓発・広報活動を実施した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・食の安全を確保するため、国民生活センターから貸与された検査機器を活用し、食品等の放射性物質検査を実施した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の相談員を配置することで、高度な相談にも対応することができた。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した結果、対応能力・質ともに向上している。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度当初で消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応能力強化のため、引き続き相談員の研修参加を支援する。 ・担当職員も研修に参加することで、相談体制の強化を図る。
⑤消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近な窓口となる消費生活センターとして、相談体制を維持・強化するため、研修参加を支援し消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク構築等を支援する。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。

⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活センターを維持する（平成 22 年度～平成 30 年度）・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る（平成 21 年度～平成 29 年度、<u>平成 30 年度以降は強化事業交付金を活用しつつ自主財源化</u>）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	35 城里町
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制を実施するため、消費生活相談員を 1 名雇用し、(平成 22 年度)、消費生活センターに移行(平成 23 年度)した。 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 23 年度～平成 26 年度) 高齢者や若者の消費者被害防止のため、啓発リーフレットやノベルティの配布を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に消費生活センターに移行し、相談件数は平成 22 年度(11 件)に比べ、平成 23 年度で 16 件、平成 24 年度で 34 件、平成 25 年度で 32 件に増加し、消費生活センターが浸透してきている。 平成 23 年度から消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援したことにより、相談業務を円滑に進めている。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員のレベルアップを図るため、研修参加を推奨する。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員の対応能力強化を図る。 高齢者・若者への消費者被害防止の啓発の強化を図る。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 消費者被害防止の啓発・消費者教育において、より効果的な取り組みへの重点化を図り交付金等活用期間経過後も実施していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員の体制・報酬を維持する。(平成 22 年度～平成 32 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を継続す

	<p>る。（平成 23 年度～平成 33 年度）</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者や若者への消費者被害防止の啓発の強化のため、各種啓発事業を行う。（～平成 35 年度）
⑦その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	36 東海村
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員 2 名体制での相談日を週 1 日から週 3 日へと 2 日増加し、相談体制を強化した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・相談員等の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・相談員 2 名のうち 1 名の週当たりの勤務日数を 2 日拡大したことから社会保険・雇用保険等に加入し待遇改善をはかった。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費生活センター機能強化のため備品を整備し相談環境の改善を図った。(平成 21 年度～平成 22 年度) ・消費者被害防止のため、啓発活動時に活用する機器や資料を整備し、消費者教育の実施及び内容の充実を図った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・児童生徒、新成人、高齢者、民生委員及び自治会等を対象の啓発資料を配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター開設当初(平成 20 年度)年間相談件数が 128 件であったものが、平成 21 年度～平成 25 年度については年間相談件数が平均 180 件と増加し、地域の消費生活センターとして定着しつつある。 ・研修回数を増やしたことで、相談力も向上し平成 20 年度消費生活センター立ち上げ時、斡旋回数 3 回だったものが、平成 21 年度 7 回、平成 22 年度 9 回、平成 23 年度 10 回、平成 24 年度 15 回、平成 25 年度 7 回と着実に斡旋回数の増加に繋がっている。 ・多重債務者への解決支援についても、研修参加と関係課と連携により、生活再建まで含めた包括的な解決支援に繋げる体制が整った。 ・各種機材や資料の整備により、地域の集会所など設備の乏しい会場でも多様な出前講座に取組めるようになった。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度に消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度以降強化してきた相談員等研修参加支援について、参加機会の維持に努め、相談能力のレベルアップを目指す。 ・平成 26 年度現在、消費生活相談員の資格保有率 50% であるが、平成 30 年度までに有資格者の増加を目指す。

⑤消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員の相談能力向上のための研修参加の維持を図る。 ・週 3 日、消費生活相談受付時間の 1 時間延長を図る。(H27～：月・水・金の受付終了、午後 4 時⇒5 時)
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。 ・啓発事業については、児童から高齢者まで対象を広く捉え、基金活用期間経過後も事業を維持していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 21 年度～平成 29 年度、<u>平成 30 年度以降は強化事業交付金を活用しつつ自主財源化</u>) ・啓発活動や出前講座を継続して取り組み、地域の消費者問題解決力の強化に繋げる。(～33 年度) ・学校と連携し、児童生徒の消費者教育を支援する。 (平成 25 年度～33 年度)
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止及び包括的支援にむけ、関係課の連携を密にし、全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	37 大子町
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置し、消費生活相談員 1 名を新規に配置した。(平成 22 年度～26 年度、平成 23 年度からセンターに移行) ・専門的な消費生活相談対応強化のため、無料法律相談会を実施した。(平成 21 年度～23 年度) ・食品中の放射性物質検査を実施した。(平成 24 年度～26 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 23 年度～26 年度) ・高齢者被害防止に向け、消費者団体、福祉団体、警察等と連携し、啓発活動を行った。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため、全戸配布、街頭キャンペーン、教育機関等への配布等、消費者啓発物の配布を行った。 <p>(平成 21 年度～平成 26 年度)</p>
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に消費生活相談員を週 1 回配置し、消費生活相談窓口を設置し、平成 26 年度は 30 件と相談件数が増加している。 ・国セン貸与の放射性物質検査機器 1 台追加配置することで、消費者からの要望に迅速に対応することが可能となった。 ・研修参加の支援により、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・平成 22、23 年度は交通費含み日額 1 万円の謝金として支給していたが、平成 24 年度以降は非常勤嘱託員として雇用し、1 時間 1,300 円及び費用弁償を支払うことで、消費生活相談員の処遇改善を図った。 ・単発的な啓発に加え、月 1 回の健康増進課と連携した定期的な啓発を実施している。また、平成 24 年度からは教育機関と連携し、若年層への啓発事業も積極的に行っている。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に相談窓口を設置し、平成 23 年度にセンターに移行。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の相談対応も含め、週 5 日開設を維持する。 ・担当職員、相談員の相談対応能力や質のレベルアップを図るため、国民生活センター等の研修に参加する。
⑤消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・放射性物質検査体制を維持する。 ・地域の身近な消費生活センターとして、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員のレベルアップを図るための研修

	<p>参加を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への消費者啓発及び若年層への消費者教育に力を入れ、地域の実情に沿った消費者被害未然防止事業を実施する。
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間後も維持する。 ・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
<p>⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談への対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成 23 年度～平成 33 年度）
<p>⑦その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を更に強化し対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	38 美浦村
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 4 月より消費生活センターの相談受付を週 3 日から週 4 日とした。 ・平成 22 年度より消費生活相談員を 1 名から 2 名に増員した。 ・相談員のレベルアップを図るため、実務研修への参加を支援した。 (平成 21 年度～26 年度) ・高度な相談に対応するため、相談員が定期的に弁護士等から助言を受けられる体制を整備した。(平成 21 年度～23 年度) ・高齢者等を対象にした悪質商法等に関する出前講座を推進し、消費者被害の未然防止に努めた。(平成 21 年度～26 年度) ・国民生活センターから貸与された検査機器を活用し、食品等の放射性物質検査を実施した。(平成 24 年度～26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は、平成 22 年度 73 件に対し、平成 23 年度は 83 件と増加し、地域の相談窓口として定着した。 ・相談員を 1 名から 2 名に増員し、相談員の研修参加や休暇取得のし易い環境を整備するとともに、相談業務においても意見交換等を行えるような体制環境となった。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p style="text-align: center;"><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に消費生活センターを設置済み <p style="text-align: center;"><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員 2 名体制になり、講座、研修時の相談窓口の空白が解消され、相談件数の向上を図る。 ・国民生活センター等の研修を受けやすい環境を整備し、研修参加への支援を図る。
⑤消費者行政推進の方針	<p style="text-align: center;"><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを設置・維持する。 ・地域の身近な消費生活センターとして、消費生活相談体制を維持し、レベルアップを図る。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効率的な消費者被害未然防止活動を実施する。 <p style="text-align: center;"><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間後も維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。

⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談体制の強化のため、2名体制を維持し、消費生活相談への対応能力の向上を図る。 (平成 22 年度～平成 30 年度)・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。 (平成 21 年度～平成 29 年度)
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁あげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	39 阿見町
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談強化のため、消費生活センターの一般職員が 2 日、専門相談員が 3 日の週 5 日開設を、専門相談員 5 日の対応とした。 (平成 21 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談員の処遇改善のため、報酬日額を 5,300 円から 7,500 円に増額した。 (平成 23 年度～) ・消費生活相談員を 1 名増員した。 (平成 23 年度) ・消費生活センター周知のためパンフレットを作成し全戸配布した。 (平成 21 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度より専門相談員が 5 日相談対応できるようになり、相談処理の向上が図られるようになった。また、消費生活センター機能の拡充のため、機材・事務用機器等の購入により相談室の環境向上が図られた。 ・消費生活相談員の研修参加を支援した結果、消費生活相談の対応能力が向上した。 ・平成 23 年度から消費生活相談員を増員し、相談だけでなく啓発も充実し、研修も参加しやすくなった。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター設置済み <p>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に消費生活相談員を増員し 3 名体制となった。 ・消費生活相談員は消費生活専門相談員、消費生活アドバイサーの資格を保有しているため、今後とも維持していく。 ・消費生活相談員の研修参加支援を継続していく。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近な消費生活センターとして、消費生活相談体制を維持・強化するため、研修参加の支援を継続し消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費者啓発に力を入れ、より効果的な消費者被害防止事業等を実施する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持していく。 ・啓発活動については、啓発の方法を検討し、年度ごとに重点的な対象（高齢者、若者等）を構築する。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成 21 年度～平成 29 年度） ・消費生活相談員の処遇を維持していく。 (平成 23 年度～平成 31 年度) ・消費者被害防止のための啓発活動の充実を図る。 (平成 21 年度～平成 29 年度)
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁舎内、福祉関係等との連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	40 河内町
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 23 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内の全戸に配布した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・若者の消費者被害防止のため、成人式において新成人に啓発冊子を配布した。 (平成 23 年度～平成 25 年度) ・地域の消費者力向上に向け、消費者啓発用広報綴り、カレンダーを作成し、町内の全戸に配布した。 (平成 25 年度) ・住民への周知のため、消費者向けホットライン等の啓発シールを町内全戸へ配布した。 (平成 21 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力強化のため、研修参加を支援した。その結果、幅広い知識を生かし、相談者への対応をすることができた。 ・平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、出前講座や啓発チラシを配布する等、相談窓口の周知を徹底した結果、徐々に浸透している。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 7 月に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の研修参加を支援する。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な相談窓口である消費生活相談窓口として、消費者から苦情・相談やあっせんに適切に対応できる体制を維持・強化するため、消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 (平成 23 年度～平成 33 年度) ・消費生活相談員の勤務日数を増やし、更なる相談体制の充実・強化を図る。 (平成 22 年度～平成 32 年度)

⑦その他特記事項

- ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	41 八千代町
-------	-----	------	---------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を整備し、消費生活相談員 1 名を配置した。 (平成 21 年度) 消費者被害防止及び悪質商法啓発チラシを作成し、全戸に配布した。 (平成 22 年度～平成 24 年度) 消費者教育推進法の制定により、小中学校・図書館・給食センターの教育図書を整備した。 (平成 25 年度) 消費に関する知識の普及や消費者被害未然防止のため、団体向けに出前講座を実施した。 (平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に消費生活相談窓口を開設して相談業務を行っており、住民の相談窓口として定着しつつある。 平成 26 年度から実施した出前講座が、消費者被害防止に大きな役割を果たし、講座の申し込みも増加している。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員が研修を受けやすい体制を整備し、平成 27 年度から消費生活相談員の研修参加を促進し、消費生活相談員のレベルアップを図る。
⑤消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費生活相談員の研修参加を支援しレベルアップを図る。 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用経過後も行う事業を精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 消費生活相談員の体制・報酬の維持を図る。 (平成 21 年度～平成 29 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。 (平成 27 年度～平成 35 年度)

	<ul style="list-style-type: none">・消費者被害防止及び悪徳商法啓発チラシや出前講座の実施等により、住民が消費者被害に遭わないように啓発事業を行う。 (平成 22 年度～平成 30 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	42 五霞町
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置し、消費生活相談員を配置した。(平成 22 年度) ・窓口を拡充し、住民がより相談しやすくするために、消費生活相談窓口を移設した。(平成 24 年度) ・職員の知識向上を図るため、研修会に参加した。(平成 22 年度) ・悪質商法・振り込め詐欺を防止するために、回覧板を作成し、各行政区に配布した。(平成 21 年度) ・庁舎内に消費者行政専用看板を設置し、消費者への情報発信等を強化した。(平成 22 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、定期的に開設することにより、地域の相談窓口として認識されつつある。 ・消費生活相談員を配置したことにより、住民は専門知識を持つ相談員から直接助言を得ることができるようになった。 ・平成 24 年度に、相談窓口を移設した結果、住民が相談しやすい環境が作られた。また、移設場所が社会福祉協議会事務局のある施設のため、社会福祉協議会と連携を深めることができ、平成 24 年度以降、高齢者向け出前講座を実施し易くなった。 ・平成 22 年度以降、職員は研修会に参加することにより、様々な知識を得ることができた。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に消費生活相談員（資格保有者）を配置。 ・消費生活相談員の研修参加の支援を図る。
⑤消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口を維持する。 ・専門知識を持つ消費生活相談員の雇用継続。 ・消費生活相談員のレベルアップを図るため、年 1 回は研修に参加する。 ・消費者啓発に努め、被害防止につなげる。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化し

	つつ、交付金等活用経過後も実施を継続する方向である。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・専門知識を持つ消費生活相談員の雇用継続。 (平成 22 年度～平成 30 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援継続を図る。 (平成 22 年度～平成 30 年度) ・住民へ直接消費者教育を実施する出前講座の継続。 (平成 21 年度～平成 29 年度)
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁を挙げて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	43 境町
-------	-----	------	-------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置し、相談体制を整備した。(平成 22 年度) ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名から 2 名に増員し、消費生活相談窓口の開設日を増やした。(平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、老人クラブ連合会の総会や地区の老人会の集会に出向き、出前講座を開催した。(平成 25. 26 年度) ・町民祭や成人式、その他のイベントに参加し、消費者の被害防止のための啓発チラシやリーフレット、啓発グッズ等を配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・各小中学校に消費生活相談専用のラックを設け、啓発チラシやリーフレットなどを設置し、広報環境を整えた。(平成 25 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の相談数は数件ながら、さらに相談しやすい環境を整えるため、平成 26 年度から消費生活相談窓口を月 1 回から月 2 回に増加させた。 ・高齢者の被害防止の観点から地区的老人会の集会への出前講座を実施し、好評を得ている。 ・小中学校も被害者になりうるため、周知のためのチラシを配布するとともに、リーフレット等をラックに設置することで日常的に消費生活について関心を持つようになった。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度より消費生活相談窓口を設置済み <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年から平成 25 年は毎月 1 回ずつ、窓口を開設した。平成 26 年度から毎月 2 回相談窓口を開設した。 ・平成 27 年度以降は相談件数に応じて窓口の開設回数を検討する。 ・消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整備するとともに担当職員も研修会に参加しレベルアップを図る。
⑤消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を継続して設置する。 ・必要に応じて消費生活相談窓口の開設回数を増やし、かつ担当職員の消費者教育にも積極的に取り組む ・地域や学校への出前講座を積極的に進めていく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな会合やイベントに参加し、消費者被害の未然防止事業等のための広報活動を展開していく。
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を確立し、常に対応できる体制を整える。 ・出前講座や広報、啓発活動の効率的な事業展開を進め、交付金等の活用期間経過後も事業内容を精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を継続して設置する。 (平成 26 年度～平成 34 年度) ・高齢者の被害拡大を防ぐため出前講座を継続的に実施していく。 (平成 24 年度～平成 32 年度) ・チラシやリーフレットだけでなく、動画等により詳しく被害の実例を紹介し、注意喚起を図る。(平成 21 年度～平成 29 年度) ・町内の中学校に出向き教員及び児童、生徒に消費者問題について講義し、校内にも常時参考となる資料を提供していく (平成 21 年度～平成 29 年度)
⑦その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉、児童福祉、学校教育など職場内の部署や近隣の官公庁と連携し、広範囲で事業を展開していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	茨城県	市町村名	44 利根町
-------	-----	------	--------

①計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
②平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員 1 名を配備し、週 1 回の相談窓口を開設した。 (平成 22 年度～平成 26 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 22 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のため啓発チラシ等を作成し、町内の全戸に配布した。 (平成 21 年度、平成 24 年度～平成 26 年度)
③総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数は平成 22 年度の 20 件に対し、平成 25 年度には 29 件と増加傾向にあり、地域の相談窓口として定着しつつある。 消費生活相談対応能力の強化のため、参考図書の購入や研修参加を支援した。 あっせん件数については、平成 22 年度の 4 件に対し、平成 25 年度は 5 件とほぼ横ばい状態である。 平成 25 年度には出前講座を実施し、消費者被害の未然防止に努めている。
④「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度当初で消費生活相談窓口（週 1 回）を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、消費生活相談体制の充実のため、相談日を週 2 回にする予定である。 今後も、消費生活相談への対応能力強化のため、研修への参加を支援し、消費生活相談員のレベルアップを図る。
⑤消費者行政推進の方針	<p><u>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談開設日を増やすとともに、消費生活相談員のレベルアップを図る。 <p><u>＜平成 30 年度以降の方針＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 消費生活相談員のレベルアップのため、交付金等活用期間経過後も、研修参加の支援を継続する。 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化

	しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
⑥消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談窓口を維持する。 (平成 22 年度～平成 30 年度)・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 22 年度～平成 30 年度)
その他特記事項	